



**TAUNGS**

診断技術で、安心な毎日を。  
Peace of mind through diagnostic technology.

# 第11期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年9月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始予定 午前9時30分）

## 開催場所

静岡県沼津市上土町100-1  
沼津リバーサイドホテル 3階 アルカディア  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第11期定時株主総会招集ご通知                      | 1  |
| 議決権行使についてのご案内                        | 3  |
| 株主総会参考書類                             | 5  |
| 第1号議案 剰余金処分の件                        |    |
| 第2号議案 定款一部変更の件                       |    |
| 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件     |    |
| 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件              |    |
| 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |    |
| 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件          |    |
| 事業報告                                 | 25 |
| 計算書類                                 | 39 |
| 監査報告書                                | 41 |

**株式会社 タウンス**  
証券コード 197A

証券コード 197A  
2026年9月9日

株 主 各 位

静岡県伊豆の国市神島761番1  
**株 式 会 社 タ ウ ン ズ**  
代表取締役社長 野 中 雅 貴

## 第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.tauns.co.jp/investors/stock/meeting/>

(上記のウェブサイトへアクセスいただき、「第11期定時株主総会」をご覧ください。)



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タウンズ」又は「コード」に当社証券コード「197A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年9月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年9月25日（金曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時30分）

2. 場 所 静岡県沼津市上土町100-1

沼津リバーサイドホテル 3階 アルカディア

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 3. 目的事項

## 報告事項

第11期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）

事業報告及び計算書類報告の件

## 決議事項

## 第1号議案

剰余金処分の件

## 第2号議案

定款一部変更の件

## 第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

## 第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

## 第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

## 第6号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

## 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
  - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
  - (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
  - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求された株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年9月25日（金曜日）  
午前10時  
(受付開始予定 午前9時30分)



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年9月24日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月24日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

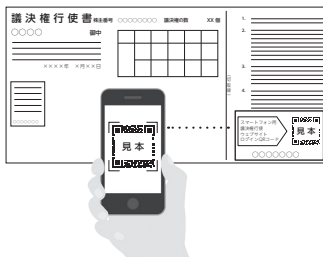
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読取る方法 「スマート行使」

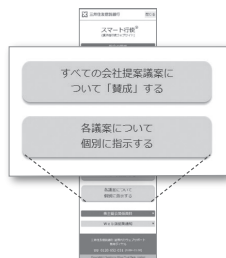
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

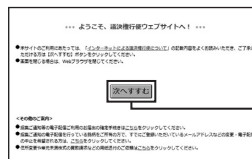
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第 1 号議案 剰余金処分の件

当社は、2025年8月公表の「中期経営計画 2026年6月期－2030年6月期」でお示した株主還元方針において、2026年6月期以降の中期経営計画期間中は、1株につき年間28円を起点とした累進配当を実施することを基本方針としております。

この方針に基づいて、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおり1株につき14円といたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき14円

配当総額 1,493,683,604円

なお、中間配当金を含めました当事業年度の年間配当は、普通株式1株につき28円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年9月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。
- (2) 監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本定時株主総会終結の時に効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                    | 変 更 案                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                    | 第1章 総 則                                                                    |
| 第1条 (条文省略)                                                                 | 第1条 (現行どおり)                                                                |
| (目 的)                                                                      | (目 的)                                                                      |
| 第2条                                                                        | 第2条                                                                        |
| <u>(1)株式・社債等、有価証券への投資、保有及び運用</u>                                           | (削除)                                                                       |
| (2)医薬品、体外診断用医薬品、化粧品、化学薬品、工業薬品、農薬、動物用医薬品、医薬部外品及び毒物、劇物の開発、製造販売、製造及び販売並びに輸出入  | (1)医薬品、体外診断用医薬品、化粧品、化学薬品、工業薬品、農薬、動物用医薬品、医薬部外品及び毒物、劇物の開発、製造販売、製造及び販売並びに輸出入  |
| (3)医療用理化学測定機器、工業用測定機器、医療機器、動物用医療機器、衛生材料、計量器、酒、飼料、染料顔料の開発、製造販売、製造及び販売並びに輸出入 | (2)医療用理化学測定機器、工業用測定機器、医療機器、動物用医療機器、衛生材料、計量器、酒、飼料、染料顔料の開発、製造販売、製造及び販売並びに輸出入 |
| (4)医療施設の設計並びにこれに附帯する設備機器の設計指導及び開発、製造、販売並びに輸出入                              | (3)医療施設の設計並びにこれに附帯する設備機器の設計指導及び開発、製造、販売並びに輸出入                              |
| <u>(5)医療用実験動物及びペット動物の販売並びに仲介</u>                                           | (4)医療用実験動物及びペット動物の販売並びに仲介                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(6)臨床検査業務、動物の健康検査業務及び食品の衛生検査業務の受託</p> <p>(7)日用雑貨品、家庭用雑貨品の開発、製造及び販売並びに輸出入</p> <p>(8)食品、加工食品の開発、製造及び販売並びに輸出入</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(9)前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条（条文省略）</p> <p>（機 関）</p> <p>第4条</p> <p>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条（条文省略）</p> | <p>(5)臨床検査業務、動物の健康検査業務及び食品の衛生検査業務の受託</p> <p>(6)日用雑貨品、家庭用雑貨品の開発、製造及び販売並びに輸出入</p> <p>(7)食品、加工食品の開発、製造及び販売並びに輸出入</p> <p>(8)医療及び健康に関する情報の管理、処理及び提供</p> <p>(9)情報処理サービス並びにコンピューターのハードウェア及びソフトウェアの開発、販売、保守</p> <p>(10)人工知能に関するプログラムの開発及び販売</p> <p>(11)前各号に関するコンサルティング業務</p> <p>(12)株式・社債等、有価証券への投資、保有及び運用</p> <p>(13)前各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>第3条（現行どおり）</p> <p>（機 関）</p> <p>第4条</p> <p>当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条<br/>当会社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条<br/>1 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条<br/>1 取締役の任期は、<u>その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> | <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条<br/><u>1 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>4名以内とする。</u></p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条<br/>1 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条<br/>1 取締役(監査等委員である取締役を除く。)<u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条</p> <p>1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長 1 名</u>を定める。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条</p> <p>1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役<u>及び監査役</u>の<u>全員の同意</u>があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> | <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条</p> <p>1 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を定める。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条</p> <p>1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第31条</p> <p>当会社の監査役は、4名以内とする。</p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条</p> <p>当会社は、会社法第399条の13条第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                          | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>(監査役の選任方法)</u><br>第32条<br>1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                       | (削除)  |
| <u>(監査役の任期)</u><br>第33条<br>1 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<br>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | (削除)  |
| <u>(常勤の監査役)</u><br>第34条<br>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。                                                                                            | (削除)  |
| <u>(監査役会の招集通知)</u><br>第35条<br>1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。   | (削除)  |
| <u>(監査役会の決議方法)</u><br>第36条<br>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。                                                                           | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>(監査役会の議事録)</u><br>第37条<br><u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>                                                                                                                             | (削除)  |
| <u>(監査役会規程)</u><br>第38条<br><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                                                                                                                                              | (削除)  |
| <u>(監査役の報酬等)</u><br>第39条<br><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                                                                                                                                                       | (削除)  |
| <u>(監査役の責任免除)</u><br>第40条<br>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> | (削除)  |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <u>第5章 監査等委員会</u>                                                                                                                                                     |
| (新設)    | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br>第32条<br><u>1 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u> |
| (新設)    | <u>(監査等委員会の決議方法)</u><br>第33条<br><u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>                                                                              |
| (新設)    | <u>(監査等委員会の議事録)</u><br>第34条<br><u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>                                           |
| (新設)    | <u>(監査等委員会規程)</u><br>第35条<br><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                                                                          |

| 現行定款                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第38条<br/>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 本附則は、2036年9月25日をもって削除する。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、本定時株主総会終結の時をもって、取締役6名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                        | 所 有 す る 当 社<br>株 式 数 （ 株 ） |
|------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1          | 野 中 雅 貴<br>(1975年6月11日)<br><div>再任</div> | 1999年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>2003年 4 月 株式会社日本総合研究所 入社<br>2005年 9 月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店（現メットライフ生命保険株式会社）入社<br>2006年 6 月 みずほキャピタルパートナーズ株式会社（現MCPパートナーズ株式会社）入社<br>2007年 7 月 当社 事業開発部長兼海外担当取締役<br>2014年 4 月 当社 代表取締役社長（現任） | 31,232,217                 |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社<br>株式数（株） |
|------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2          | い とう まさ ひろ<br>伊 藤 政 宏<br>(1973年7月11日)<br><div>再任</div> | 1998年4月 ベイン・アンド・カンパニー 入社<br>2004年6月 株式会社産業再生機構 出向<br>2006年11月 シティック・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド（現トラスター・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド） 入社 マネージング・ディレクター<br>2016年4月 当社 代表取締役<br>2017年6月 当社 取締役（現任）<br>2019年9月 MPホールディングス株式会社（現丸喜産業株式会社） 社外取締役（現任）<br>2023年4月 トラスター・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド シニア・マネージング・ディレクター兼日本代表<br>2023年11月 KGホールディングス株式会社 代表取締役<br>2023年12月 株式会社兼子商店 社外取締役<br>2024年1月 トラスター・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド パートナー兼日本代表（現任）<br>2024年11月 KGホールディングス株式会社 取締役（現任） | —                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、伊藤政宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。伊藤政宏氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事由に該当する場合は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容で更新する予定であります。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

当社は、第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第 2 号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る 当 社<br>株 式 数 （ 株 ） |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 1          | キャロライン ベントン<br>Caroline F. Benton<br>(1961年 8 月 2 日)<br><div>新任 社外 独立</div> | 2008年 5 月 国立大学法人筑波大学 ビジネス科学研究科 教授<br>2013年 4 月 国立大学法人筑波大学 副学長 国際担当<br>2015年 4 月 国立大学法人筑波大学 理事 国際担当<br>2019年 4 月 奈良先端科学技術大学院大学 経営協議会委員<br>2019年 4 月 学 校 法 人 TSUKUBA GLOBAL ACADEMY 評議員（現任）<br>2019年 4 月 大学共同利用機関情報・システム研究機構 教育研究評議会評議員（現任）<br>2020年10月 当社 社外監査役（現任）<br>2021年 4 月 文部科学省国立研究開発法人審議会委員（現任）<br>2021年12月 (株)学研ホールディングス社外取締役<br>2023年 4 月 国立大学法人筑波大学 学長補佐・ビジネスサイエンス系 教授（現任）<br>2024年 8 月 独立行政法人日本学術振興会 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業サポーター（現任）<br>2025年 4 月 奈良先端科学技術大学院大学 理事（非常勤）（現任） | 9,022                      |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>株 式 数 (株) |
|------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 2          | 三 品 とし のり<br>(1983年3月24日)<br>新任 社外 独立         | 2008年 4 月 日本イーライリリー株式会社 入社<br>2013年 3 月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 入社<br>2015年 3 月 イーソリューションズ株式会社 入社<br>2016年 4 月 NCメディカルリサーチ株式会社 取締役<br>2016年10月 イーソリューションズ株式会社 ライフサイエンス事業部長<br>2020年 4 月 サイネス合同会社 代表社員 (現任)<br>2020年 9 月 当社 社外取締役 (現任)<br>2023年 3 月 ときわバイオ株式会社 取締役COO<br>2026年 7 月 Orinas Biosciences株式会社 代表取締役CEO (現任)                                                                 | 23,085              |
| 3          | ち ば おさむ<br>千 葉 理<br>(1963年10月24日)<br>新任 社外 独立 | 1987年 4 月 三菱商事株式会社 入社<br>2004年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)<br>曙綜合法律事務所 入所<br>2011年11月 ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人 (現KDX不動産投資法人) 監督役員<br>2013年 1 月 曙綜合法律事務所 パートナー弁護士<br>2016年 6 月 丸善食品工業株式会社 社外監査役 (現任)<br>2017年 6 月 株式会社IMAGICA GROUP 社外取締役 (監査等委員)<br>2022年 1 月 曙綜合法律事務所 代表弁護士 (現任)<br>2022年 9 月 当社 社外取締役 (現任)<br>2025年 8 月 ケネディクス・プライベート投資法人 監督役員 (現任)<br>2026年 6 月 株式会社IMAGICA GROUP 監査役 (現任) | 6,352               |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. Caroline F. Benton氏、三品聡範氏及び千葉 理氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要について

Caroline F. Benton氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上場会社の役員経験に加え、国立大学法人のマネジメント経験並びにビジネス及びナレッジマネジメント戦略の専門家として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

三品聡範氏は、医薬・ヘルスケア業界における事業戦略・事業開発の豊富な経験と専門的知見に加え、自らの企業経営を通じて培った経営・財務・会計に関する実践的知見を有していることから、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

千葉 理氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上場会社の役員経験に加え、法律の専門家としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. Caroline F. Benton氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

5. 三品聡範氏及び千葉 理氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって三品聡範氏が6年、千葉 理氏が4年となります。

6. 当社は、Caroline F. Benton氏、三品聡範氏及び千葉 理氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。Caroline F. Benton氏、三品聡範氏及び千葉 理氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の内容の契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、当社取締役を含む被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金や争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事由に該当する場合は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となる予定であります。当該保険契約の契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議のうえ、同内容で更新する予定であります。

8. 当社は、Caroline F. Benton氏、三品聡範氏及び千葉 理氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各候補者の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

【ご参考】 当社取締役のスキルマトリックス

第2号議案、第3号議案及び第4号議案を原案どおりにご承認いただいた場合、当社取締役の有する専門性及び経験は次のとおりとなります。

| 氏 名                   | 会社における地位       | 取 締 役 に 求 め る 知 見 及 び 経 験 |       |                         |      |    |           |                               |             |
|-----------------------|----------------|---------------------------|-------|-------------------------|------|----|-----------|-------------------------------|-------------|
|                       |                | 企業経営・<br>経営戦略             | グローバル | 販売・<br>マーケ<br>ーテ<br>ィング | 研究開発 | 生産 | 財務・<br>会計 | 法務・<br>コンプライ<br>アンス・<br>リスク管理 | 人事・<br>人財開発 |
| 野中雅貴                  | 代表取締役社長        | ○                         | ○     | ○                       | ○    | ○  | ○         |                               |             |
| 伊藤政宏                  | 取締役            | ○                         | ○     |                         |      |    |           |                               |             |
| Caroline<br>F. Benton | 社外取締役<br>監査等委員 | ○                         | ○     |                         |      |    |           |                               | ○           |
| 三品聡範                  | 社外取締役<br>監査等委員 | ○                         |       |                         | ○    |    | ○         |                               |             |
| 千葉 理                  | 社外取締役<br>監査等委員 |                           | ○     | ○                       |      |    |           | ○                             |             |

※各人に特に期待する項目を記載しております。  
※各人の全ての知見及び経験等を表すものではありません。

## 【ご参考】社外取締役の独立性判断基準

以下に掲げる事項のいずれにも該当しない場合、社外取締役は独立性を有していると判断します。

- ① 当社又は当社子会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役、執行役員、その他の使用人。以下同じ。）
- ② 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者
- ③ 当社の主要な借入先（当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性のない程度に依存している金融機関その他の大口債権者）又はその業務執行者
- ④ 当社の主要な取引先である者（当社の直近事業年度における年間売上高の2%を超える支払いを、当社に行っている者）又はその業務執行者
- ⑤ 当社を主要な取引先とする者（当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを、当社から受けている者）又はその業務執行者
- ⑥ 当社より、役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領しているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- ⑦ 当社より、年間1,000万円を超える寄附を受けている団体の業務執行者
- ⑧ 当社の会計監査人又は会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑨ 社外役員の相互就任の関係となる他の会社の業務執行者
- ⑩ 上記①から⑨までに該当する者が重要な地位（社外取締役を除く取締役、執行役、執行役員、その他の重要な使用人をいう。）にある者の場合において、その者の配偶者又は二親等内の親族
- ⑪ 上記①は過去10年間、上記②は過去5年間、上記③から⑩は過去3年間において該当していた場合を含む

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年9月28日付の第6期定時株主総会に係る決議において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定められ今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬等の定めを廃止し、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、職責や昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して、年額240,000千円以内（うち社外取締役分は年額40,000千円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告36ページに記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、報酬構成の見直し及び監査等委員会設置会社への移行を踏まえた所要の改定を行うことを予定しており、その内容は後記【ご参考】改定後の役員の報酬等の内容の決定に関する方針等のとおりであります。本議案の内容は、当該改定後の方針にも合致するものであり、また、指名・報酬諮問委員会の審議、答申、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当と判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、職責や昨今の経済情勢等の諸般の事情を考慮して、年額70,000千円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、本議案の内容は、職責や昨今の経済情勢等の諸般の事情を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 【ご参考】改定後の役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

### ① 役員報酬の報酬額決定の方針

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、固定報酬である役位ごとの「基本報酬」及び会社業績に連動した短期インセンティブ報酬（STI）「業績連動報酬」で構成します。報酬構成は、標準業績時に基本報酬が約50%、業績連動報酬が約50%となるように設定します。また、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、「基本報酬」のみとし、業績により変動する要素はありません。

#### （ア）基本報酬

基本報酬は、毎月一定額を固定的に支給する金銭報酬とし、役位ごとの金額は指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経て、取締役会において報酬内規として定めます。

報酬内規に定める基本報酬は、定期的にベンチマーク調査を実施し、業種や企業規模等も勘案し、役位別に報酬水準の妥当性を指名・報酬諮問委員会で検証して、毎年9月に指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経たうえで、10月以降の年間の基本報酬について取締役会で決定します。

#### （イ）業績連動報酬（STI）

業績連動報酬（STI）は、指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経て、取締役会において報酬内規として定める基準に基づき、各事業年度の会社業績に連動して算出します。

計算の基礎となる報酬基準額は役位によって基準を定め、報酬基準額に乘じる係数である達成度（計画比）支給係数は、本業での売上高及び利益の追求の観点から「売上高」及び「当期純利益」を基に算出し、按分比率を売上高40%、当期純利益を60%として、各係数の達成度（計画比）に応じて、0%～200%の範囲で決定します。

### ② 役員報酬の個人別報酬額決定の手続き

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬（STI）は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経たうえで、取締役会で決定します。また、監査等委員である取締役の基本報酬は、株主総会で決議された限度額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経たうえで、監査等委員である取締役の協議により決定します。

以上

# 事業報告

(2025年7月1日から)  
(2026年6月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年7月1日～2026年6月30日）における体外診断用医薬品業界の事業環境につきましては、例年より早い9月下旬からインフルエンザが流行期入りし、長期間にわたり流行が継続した一方で、新型コロナウイルス感染症の流行規模は前期を大幅に下回る水準で推移いたしました。

このような状況のもと、当社は主力の呼吸器感染症抗原検査の販促に取り組み、主要製品において引き続き高い市場シェアを維持しました。供給面では、2026年2月に富士山三島工場の本格稼働を開始しました。更に、SaMD（プログラム医療機器）事業を営むクレアボ・テクノロジー株式会社の100％子会社化を始め、先進的な検査技術を有する企業や医療データを扱う企業との提携を進め、今後の成長に向けた基盤を整備しました。

この結果、当事業年度における経営成績は、売上高は14,369,220千円（前期比22.9％減）、営業利益は4,200,408千円（前期比49.2％減）、経常利益は3,952,604千円（前期比51.9％減）となりました。また、特別利益として国庫補助金4,363,603千円を計上したことにより、当期純利益は5,495,199千円（前期比13.0％減）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は4,480,450千円であります。その主な内容は、富士山三島工場建設に伴う工場建物2,899,931千円及び生産設備等1,235,283千円並びにERPシステム163,125千円であります。

### ③ 資金調達の状況

当事業年度において、富士山三島工場の工場建物建設資金に充当するため、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローンにより3,393,000千円の借入を行った他、当社の運転資金として、金融機関より5,000,000千円の資金調達を行いました。この結果、当事業年度末の借入残高は21,259,672千円となりました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第8期        | 第9期        | 第10期       | 第11期               |
|----------------|------------|------------|------------|--------------------|
| 決 算 年 月        | 2023年6月    | 2024年6月    | 2025年6月    | 2026年6月<br>(当事業年度) |
| 売 上 高 (千円)     | 15,673,099 | 18,434,863 | 18,627,990 | 14,369,220         |
| 経 常 利 益 (千円)   | 4,953,451  | 7,840,625  | 8,219,959  | 3,952,604          |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 3,034,863  | 5,774,086  | 6,315,407  | 5,495,199          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 30.35      | 57.74      | 62.07      | 52.28              |
| 純 資 産 (千円)     | 8,489,871  | 13,666,759 | 17,417,670 | 19,420,533         |
| 総 資 産 (千円)     | 18,332,162 | 29,261,325 | 36,515,294 | 44,620,588         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 84.80      | 136.53     | 168.99     | 182.01             |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

体外診断用医薬品業界においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、医療現場におけるPOCT（臨床即時検査）の有用性が広く認識されました。

また、高齢化の進展に伴う慢性疾患患者の増加や医療の高度化が進むなか、医療従事者をはじめとする医療リソースの不足が深刻化しており、限られた資源で質の高い医療を提供するための診断技術の重要性が一層高まっています。

このような事業環境のもと、当社は、POCT、受託検査、SaMD（プログラム医療機器）等の検査プラットフォームを適切に組み合わせることで、病院、クリニック、在宅医療及びヘルスケアサービスを含む社会全体の診断フローの最適化に貢献することを目指しております。さらに、診断技術とデータ・AIを融合し、次世代の検査技術を継続的に創出する仕組みの構築を推進しております。

こうした事業環境の変化を成長機会と捉え、当社は「診断技術で、安心な毎日を。」というコーポレートスローガンのもと、自社一貫体制による開発・製造・販売の強みを活かしながら、社会全体の診断フローの最適化に貢献する製品・サービスの提供を推進しております。今後も持続的な成長と企業価値の向上の実現に向け、以下の課題に取り組んでまいります。

##### ① 特定製品・分野への売上依存

当社の売上は、感染症関連製品、とりわけ新型コロナウイルス感染症関連製品への依存度が高く、感染症の流行状況によって業績が大きく変動する状況にあります。このため、当社は次世代検査技術及び新製品の継続的な開発に加え、新たな市場の開拓を進めることで、感染症関連製品以外の売上拡大に取り組んでおります。また、新製品の早期市場投入に向けて、薬事申請を含む規制対応体制の強化や量産体制への移行プロセスの最適化を推進しております。

これらの取り組みを通じて収益源の多様化を図り、特定製品・分野への依存度低減に努めてまいります。

## ② 新たなコア技術の開発と新領域への進出

当社は、「次世代の検査技術を継続的に生み出す仕組みの構築」を成長戦略の中核に据え、主力のPOCTに加え、次世代POCTであるD-IA（デジタルイムノアッセイ。高精度に抗原・バイオマーカー等を定量検出する当社独自の次世代POCT技術）、受託検査及びSaMD等、新たな検査プラットフォームの構築を推進しております。また、これらを支えるデータ・AI基盤の整備を進めるとともに、慢性疾患領域への進出に向けた取り組みを具体化しております。さらに、当社単独で事業展開を行うのではなく、各分野に強みを有する企業との業務提携や協業を積極的に推進することで、研究開発力や事業基盤の強化を図り、持続的な成長の実現を目指しております。

### ③ 国内外の営業戦略の強化・拡充

国内市場においては、営業体制のさらなる拡充と適切な人員配置を進めることで、新規及び既存の医療機関との関係強化を図り、呼吸器感染症POCTのシェア拡大並びに新規領域における売上拡大を推進してまいります。また、現状では十分にアプローチできていない医療機関も存在することから、当社製品を取り扱う主要卸売業者との連携強化に加え、製薬会社との共同販売を推進し、営業チャネルの拡大に取り組んでおります。さらに、大手検査センターとの提携を通じて、新たな検査の普及促進を進めてまいります。

海外市場においては、各地域の販売代理店を通じて事業を展開しておりますが、さらなる成長に向けて、抗原検査分野ではアジア市場を中心とした販売拡大に加え、中南米及びアフリカ市場の開拓を進めてまいります。また、D-IA及びSaMDを活用した新たな結核対策製品の投入を進めるとともに、D-IAの慢性疾患領域への展開を通じてグローバルな事業拡大を図り、営業チャネルのさらなる拡充に取り組んでまいります。

### ④ AIの活用と人員・組織体制の強化

当社は、全社的なAI活用を推進し、業務の効率化及び生産性の向上に取り組んでまいります。営業、マーケティング、研究開発、品質管理、管理部門等幅広い領域においてAIを活用することで、情報収集・分析、資料作成、データ処理等の定型業務の効率化を図り、業務品質の向上と意思決定の迅速化を実現してまいります。また、AI活用により創出された人的リソースについては、新規事業の企画・推進、製品開発、市場開拓、顧客対応等の高付加価値業務へ重点的に再配分し、事業成長を支える人員・組織体制の強化を進めてまいります。あわせて、AIを効果的に活用できる組織基盤の構築に向け、社員のデジタルリテラシー向上や専門スキルの習得を目的とした教育・研修体制の充実を図るとともに、事業拡大や技術革新を担う専門人材の積極的な採用を継続してまいります。

## (5) 主要な事業内容（2026年6月30日現在）

当社は、感染症領域における体外診断用医薬品の開発、製造及び販売を主要な事業としております。

## (6) 主要な事業所（2026年6月30日現在）

| 名 称                 | 所 在 地     |
|---------------------|-----------|
| 本 社 ・ 神 島 工 場       | 静岡県伊豆の国市  |
| 清 水 町 R & D セ ン タ ー | 静岡県駿東郡清水町 |
| 富 士 山 三 島 工 場       | 静岡県三島市    |
| 東 京 オ フ ィ ス         | 東京都中央区    |

## (7) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

| 従 業 員 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-------------------|
| 350名    | 34名増              |

（注）上記の数には、臨時従業員数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は含まれておりません。なお、臨時従業員数の期中平均人数は、130名であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年6月30日現在)

| 借入先          | 借入額          |
|--------------|--------------|
| シンジケートローン    | 10,162,109千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 3,316,008千円  |
| 株式会社静岡銀行     | 2,431,005千円  |
| 株式会社みずほ銀行    | 1,108,700千円  |
| 株式会社三井住友銀行   | 1,125,000千円  |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 908,150千円    |
| 株式会社りそな銀行    | 500,000千円    |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 500,000千円    |
| 株式会社横浜銀行     | 500,000千円    |
| 株式会社あおぞら銀行   | 408,700千円    |
| 株式会社きらぼし銀行   | 300,000千円    |

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするその他3社からの協調融資によるものです。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 106,691,686株

(3) 株主数 44,038名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                           | 持株数      | 持株比率   |
|-----------------------------------------------|----------|--------|
| CITIC CAPITAL JAPAN PARTNERS Ⅲ, L.P.          | 41,707千株 | 39.09% |
| 野 中 雅 貴                                       | 31,232   | 29.27  |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）                 | 889      | 0.83   |
| 株 式 会 社 メ デ ィ カ ル ・ コ ン シ ェ ル ジ ュ             | 700      | 0.65   |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ） | 345      | 0.32   |
| 坂 本 幸 一 郎                                     | 343      | 0.32   |
| C C J P Ⅲ C O - I N V E S T M E N T , L . P . | 256      | 0.24   |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）           | 222      | 0.20   |
| 倉 剛 進                                         | 213      | 0.20   |
| 山 本 硬                                         | 162      | 0.15   |

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年6月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名              | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                               |
|-----------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 野 中 雅 貴          |                                                                                       |
| 取 締 役     | 内 山 義 雄          | ひかり監査法人 社員                                                                            |
| 取 締 役     | 永 井 淳 平          | 株式会社アドインテ 社外取締役<br>セルプロモート株式会社 社外取締役                                                  |
| 取 締 役     | 伊 藤 政 宏          | トラスター・キャピタル・パートナーズ・ジャパン・リミテッド パートナー兼日本代表<br>KGホールディングス株式会社 取締役<br>丸喜産業株式会社 社外取締役      |
| 取 締 役     | 三 品 聡 範          | サイネス合同会社 代表社員                                                                         |
| 取 締 役     | 千 葉 理            | 曙綜合法律事務所 代表弁護士<br>丸善食品工業株式会社 社外監査役<br>株式会社IMAGICA GROUP 監査役<br>ケネディクス・プライベート投資法人 監督役員 |
| 常 勤 監 査 役 | 遠 藤 佳 孝          |                                                                                       |
| 監 査 役     | 中 川 真 紀 子        | E S ネクスト有限責任監査法人 理事パートナー<br>株式会社F P パートナー 社外取締役                                       |
| 監 査 役     | キャロライン F. Benton | 国立大学法人筑波大学 学長補佐・ビジネスサイエンス系 教授                                                         |

- (注) 1. 取締役三品聡範氏及び取締役千葉 理氏は、社外取締役であります。
2. 監査役中川真紀子氏及び監査役Caroline F. Benton氏は、社外監査役であります。
3. 取締役三品聡範氏、取締役千葉 理氏、監査役中川真紀子氏及び監査役Caroline F. Benton氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、当社は独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役永井淳平氏は2026年8月1日付で株式会社Hokanグループの社外取締役に就任しております。なお、当社と株式会社Hokanグループとの間に特別な関係はありません。
5. 取締役三品聡範氏は2026年7月1日付でOrinas Biosciences株式会社の代表取締役CEOに就任しております。なお、当社とOrinas Biosciences株式会社の間に特別な関係はありません。
6. 監査役中川真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役伊藤政宏氏及び各社外取締役並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役伊藤政宏氏及び各社外取締役並びに各監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償金及び争訟費用等を負担することによって被る損害を填補します。
- ・被保険者の職務執行の適正性確保のため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事由に該当する場合は填補されない等、一定の免責事由があります。
- ・当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支給人数<br>(名) | 報酬等の総<br>額(千円)     | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          |          |
|--------------------|-------------|--------------------|--------------------|----------|----------|
|                    |             |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬   | 非金銭報酬    |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5<br>(2)    | 62,820<br>(10,320) | 62,820<br>(10,320) | -<br>(-) | -<br>(-) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)    | 20,700<br>(9,600)  | 20,700<br>(9,600)  | -<br>(-) | -<br>(-) |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 8<br>(4)    | 83,520<br>(19,920) | 83,520<br>(19,920) | -<br>(-) | -<br>(-) |

- (注) 1. 上表の支給人数には、無報酬の取締役1名を含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2021年9月28日付の第6期定時株主総会に係る決議において、年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2021年9月28日付の第6期定時株主総会に係る決議において、年額30,000千円以内と定めております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
4. 当社の業績連動報酬は、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を経て、2021年9月28日開催の取締役会において報酬内規として定めており、以下に定める基準に基づき、各事業年度の会社業績に連動して算出いたします。計算の基礎となる報酬基準額は役位によって定めており、報酬基準額に乘じる係数である達成度（計画比）支給係数は、当社では本業での売上高及び利益の追求の観点から「売上高」及び「当期純利益」を基に算出し、按分比率を売上高40％、当期純利益を60％として、各係数の達成度（計画比）に応じて、0％～200％の範囲で決定します。当事業年度は両係数の達成度（計画比）が支給基準の下限を下回ったため、業績連動報酬は支給しておりません。

## (5) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

### ① 役員報酬の報酬額決定の方針

当社の役員報酬の報酬額決定の方針につきましては、指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経て、2021年9月28日開催の取締役会において決定しております。

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、固定報酬である役位ごとの「基本報酬」、会社業績に連動した短期インセンティブ報酬（STI）「業績連動報酬」及び中長期インセンティブ報酬（LTI）「株式報酬」で構成されております。報酬構成は、標準業績時に基本報酬が約60%、業績連動報酬が約20%、株式報酬が約20%となる設定をしております。また、当社の社外取締役の報酬につきましては、「基本報酬」のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

#### (ア) 基本報酬

基本報酬は、毎月一定額を固定的に支給する金銭報酬とし、役位ごとに金額を指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経て、2021年9月28日開催の取締役会において報酬内規として定めております。報酬内規に定めた基本報酬は、定期的にベンチマーク調査を実施し、業種や企業規模等も勘案し、役位別に報酬水準の妥当性を指名・報酬諮問委員会で検証して、毎年9月に指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経たうえで、10月以降の年間の基本報酬について取締役会で決定しております。

#### (イ) 業績連動報酬（STI）

上記「（4）取締役及び監査役の報酬等」の（注）4に記載しております。

#### (ウ) 株式報酬（LTI）

中長期の業績向上・企業価値の持続的向上に対する意識を高めるため、中長期インセンティブとして譲渡制限付株式の仕組みを導入する予定であります。

### ② 役員報酬の個人別報酬額決定の手続き

各取締役の基本報酬及び業績連動報酬（STI）は、株主総会で決議された総額限度額の範囲内で、社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議、答申を経たうえで、取締役会が決定しており、上記の決定方針どおりの手続きを経て取締役の個人別報酬額が決定されていることから、当社の取締役会はその内容が上記の決定方針に沿うものであると判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名                                     | 重要な兼職の状況                                                                              | 当社との関係                  |
|-----|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 取締役 | 三品 聡 範                                 | サイネス合同会社 代表社員                                                                         | 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 千葉 理                                   | 曙綜合法律事務所 代表弁護士<br>丸善食品工業株式会社 社外監査役<br>株式会社IMAGICA GROUP 監査役<br>ケネディクス・プライベート投資法人 監督役員 | 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 中川 真紀子                                 | ESネクスト有限責任監査法人 理事パートナー<br>株式会社FPパートナー 社外取締役                                           | 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。 |
| 監査役 | キャロライン F. Benton<br>Caroline F. Benton | 国立大学法人筑波大学 学長補佐・ビジネスサイエンス系 教授                                                         | 当社と兼職先との間には特別の関係はありません。 |

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名                                     | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                          |
|-----|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 三品 聡 範                                 | 当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、医薬・ヘルスケア業界における事業戦略・事業開発の豊富な経験と専門的知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で発言を行っております。 |
| 取締役 | 千葉 理                                   | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、法律の専門家としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的な立場で議事運営を行っております。  |
| 監査役 | 中川 真紀子                                 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査役会13回のすべてに出席し、会計の専門家としての財務及び会計に関する豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                 |
| 監査役 | キャロライン F. Benton<br>Caroline F. Benton | 当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査役会13回のすべてに出席し、国立大学法人のマネジメント経験並びにビジネス及びナレッジマネジメント戦略の専門家としての豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。           |

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 52,953千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 52,953千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める場合のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

# 貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目              | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|------------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>    |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>      | <b>19,264,600</b> | <b>流動負債</b>     | <b>15,253,516</b> |
| 現金及び預金           | 3,563,581         | 買掛金             | 270,046           |
| 売掛金              | 3,986,575         | 短期借入金           | 7,500,000         |
| 商品及び製品           | 2,543,056         | 1年内返済予定の長期借入金   | 5,732,766         |
| 仕掛品              | 2,670,498         | 未払金             | 369,741           |
| 材料及び貯蔵品          | 1,090,726         | 設備未払金           | 112,687           |
| 未収法人税等           | 11,384            | 未払費用            | 96,240            |
| 未収消費税等           | 1,144,770         | 未払法人税等          | 319,162           |
| 未収入金             | 3,969,014         | 返金負債            | 651,936           |
| 前払費用             | 68,421            | 契約負債            | 42,013            |
| その他              | 216,572           | 預り金             | 129,201           |
| <b>固定資産</b>      | <b>25,355,988</b> | 賞与引当金           | 20,051            |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>15,247,649</b> | その他             | 9,668             |
| 建物               | 9,354,034         | <b>固定負債</b>     | <b>9,946,539</b>  |
| 構築物              | 441,807           | 長期借入金           | 8,026,906         |
| 機械及び装置           | 4,648,896         | 繰延税金負債          | 1,691,796         |
| 車両運搬具            | 43,837            | 退職給付引当金         | 215,837           |
| 工具、器具及び備品        | 1,350,623         | 資産除去債務          | 12,000            |
| 土地               | 1,734,634         | <b>負債合計</b>     | <b>25,200,055</b> |
| 建設仮勘定            | 212,610           | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 減価償却累計額及び減損損失累計額 | △2,538,794        | <b>株主資本</b>     | <b>19,332,691</b> |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>3,591,520</b>  | 資本金             | 400,750           |
| 特許権              | 127,229           | 新株式申込証拠金        | 628               |
| ソフトウェア           | 670,582           | 資本剰余金           | 2,884,050         |
| 顧客関連資産           | 2,272,000         | 資本準備金           | 250,750           |
| 技術関連資産           | 497,333           | その他資本剰余金        | 2,633,300         |
| その他              | 24,375            | 利益剰余金           | 16,047,260        |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>6,516,819</b>  | その他利益剰余金        | 16,047,260        |
| 投資有価証券           | 6,076,316         | 固定資産圧縮積立金       | 2,953,403         |
| 関係会社株式           | 136,859           | オープンイノベーション     | 1,282,011         |
| 関係会社社債           | 198,310           | 促進積立金           |                   |
| その他の関係会社有価証券     | 79,229            | 繰越利益剰余金         | 11,811,845        |
| 出資               | 20                | <b>評価・換算差額等</b> | <b>86,632</b>     |
| 破産更生債権等          | 0                 | その他有価証券評価差額金    | 86,632            |
| 長期前払費用           | 2,014             | <b>新株予約権</b>    | <b>1,209</b>      |
| その他              | 24,068            | <b>純資産合計</b>    | <b>19,420,533</b> |
| <b>資産合計</b>      | <b>44,620,588</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>44,620,588</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月 1 日から)  
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目          |           | 金 額 |            |
|--------------|-----------|-----|------------|
| 売上高          |           |     | 14,369,220 |
| 売上原価         |           |     | 5,547,747  |
| 売上総利益        |           |     | 8,821,472  |
| 販売費及び一般管理費   |           |     | 4,621,064  |
| 営業利益         |           |     | 4,200,408  |
| 営業外収益        |           |     |            |
| 受取利息         | 14,391    |     |            |
| 有価証券利息       | 2,300     |     |            |
| 受取配当金        | 7,126     |     |            |
| その他の         | 635       |     | 24,453     |
| 営業外費用        |           |     |            |
| 支払利息         | 264,036   |     |            |
| 支払手数料        | 1,000     |     |            |
| その他          | 7,220     |     | 272,256    |
| 経常利益         |           |     | 3,952,604  |
| 特別利益         |           |     |            |
| 固定資産売却益      | 2,342     |     |            |
| 国庫補助金        | 4,363,603 |     |            |
| 新株予約権戻入益     | 2         |     | 4,365,947  |
| 特別損失         |           |     |            |
| 固定資産除却損      | 43        |     |            |
| 投資有価証券評価損    | 31,458    |     |            |
| 関係会社株式評価損    | 391,404   |     | 422,906    |
| 税引前当期純利益     |           |     | 7,895,645  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,288,135 |     |            |
| 法人税等調整額      | 1,112,310 |     | 2,400,445  |
| 当期純利益        |           |     | 5,495,199  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月21日

株式会社タウンズ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
静岡事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 岡 本 周 二 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鎌 田 善 之 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タウンズの2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月26日

株式会社タウンズ 監査役会  
常勤監査役 遠藤 佳孝  
監査役 中川 真紀子  
監査役 Caroline F. Benton

- (注) 監査役は、電子署名をしております。  
(注) 監査役中川真紀子及び監査役Caroline F. Bentonは、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場： 静岡県沼津市上土町100-1  
沼津リバーサイドホテル 3階 アルカディア  
T E L 055-952-2411(代)



## 交通のご案内

J R 沼津駅南口より ……………徒歩10分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



ミックス  
紙に責任ある森林  
管理を求めています  
FSC® C013080

